

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫3区…神戸市(須磨区、垂水区)

候補者名	横畑和幸(民主党)	関芳弘(自由民主党)	三橋真記(日本未来の党)	大相鉄夫(日本共産党)	新原秀人(日本維新の会)	土肥隆一(無所属)
1. 障害者総合支援法について	自立支援法は問題を抱えてスタートして、和解などを経て障害者総合支援法へと結びついた。道筋は出来たと思うので、団体の皆様がまとめられたガイドラインを実現できるよう法整備を進めていくべきと思うが、財政健全化とバランスを取ることをしながらいかに財源を確保していくかが課題である。	障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の事情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。	(回答無し)	民主党は、公約に違反して自民・公明党などの賛成で、自立支援法を事実上恒久化する「障害者総合支援法」を成立させてしまいました。これは、障害者参画のもと新たな総合的福祉制度を制定するとの「基本合意」に反するものであり、「骨格提言」の精神を無視するものです。私は、自立支援法の実質上の延命を許さず、抜本的に見直しを求め、骨格提言にそった総合福祉法の制定に向けて力をつくす決意です。	検討事項の継続したアセスメントを行い、結果に添った政策の変更、立案は行うべき	(回答無し)
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について	地域主権改革が進むことで、こうした市町村格差が広がらないよう一歩づつ法整備を進める。まずは市町村格差状況について調査を行うことから始めたいと思っています。	障害者サービスにおいて地域間格差が生じるのは問題であり、是正していかなければなりません。		意思疎通支援事業は、自治体主体のため、地域間格差や不十分な予算の問題が残されています。身体障害者手帳をもたない聴覚障害者など、どの自治体に住んでいても、誰もが手話通訳や要約筆記の派遣を受けられるようにすべきです。盲ろう者への通訳・介助者の養成、派遣を県に求めます。国の財政的支援が不可欠です。	市町村により差異があるのは残念な事である	
3. コーディネーターの身分保障について	問題と似意識する。上記2参照。	コーディネーターは、派遣業全般を監督するとともに、登録手話通訳者派遣の斡旋と調整を行う等大変重要な役割を担っており、その報酬は保障されるのが望ましい。		コーディネーターの役割は極めて重要です。特に専門性と巾広い知識・経験が求められる人の要請が必要です。コーディネーターの養成と身分保障は、当然国や県で制度化すべきことです。	現在都道府県単位で設置されている障がい者就労支援事業所などと視覚障がいを含め、様々な障がいの支援事業所としての利用の拡大を行うべき。又、コーディネーター事業や意思疎通支援従事者の身分保障については福祉産業としての産業化に努めたい	
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について	生活で相談できるケースワーカー、手話のできる職員配置は望ましいとは思いますが、全国に配置となると人材育成も含めて維持する財源も直ちには難しい。ITの活用などを含めて、様々な他の方法も検討し、相談できる体制を考える。筆談対応は研修と	行政機関のサービスは誰もが等しく受けられるべきであり、特に障害者の皆様方には特段に配慮されたサービスを実施する必要があります。		行政は、すべての市民に幸平に情報を提供する義務があります。総合支援法において、意思疎通支援事業が含まれることになりましたが、地域間格差や予算の問題が未解決です。区役所等の窓口の常勤のケースワーカーの配置を義務づけ、すべ	福祉資源としての手話通訳者が不足している現状、行政機関細部に手話のできる職員の配置等は非常に困難です。聴覚障がい者における行政サービス窓口の一元化を行うなど、まずは現在ある資源の活用を最大限にできたらと考えます	

	<p>いうより丁寧に相手を思いやる気持ちを持つことが重要ではと考えます。</p>			<p>ての窓口で手話ができる職員を配置するよう求めます。</p>	
<p>5-1. 参政権が制限されていることについて</p>	<p>問題であると思う。</p>	<p>問題である。</p>		<p>障害者の政治参加の権利が、保障されていない現状があります。改善されていますが不十分です。わが党は一貫して改善の努力をしてきましたが、早急の法改正を含め、実現のため奮闘します。</p>	<p>字幕は必要と考えます</p>
<p>5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか</p>	<p>申し訳ありませんが、対応できていません。</p>	<p>出来る限り実施したい。</p>		<p>本来、選挙管理委員会において、公的に設置が保障させるべきと考えます。しかし当面、わが党は政見放送には手話通訳を配置し、個人演説会では可能な限り、手話通訳者を配置します。</p>	<p>今回の政見放送についても重要な部分には字幕をつけております</p>
<p>6. 障害者差別禁止法について</p>	<p>「合理的配慮の不提供」「不均等待遇」については、勉強不足でコメントできません。ただ就職の面接時に「面接はしてあげたからもういいでしょう。」と言われたなど信じられないようなことが起きていることは、何らかの手段で直ちに是正すべきと感じています。</p>	<p>社会通念上は障害者の皆様方に対して差別はしてはいけないことになっています。しかし、実際には目に見えないものも含め、差別というかどうか判断できる細かな基準がないため、つらい思いをしている方が数多くいると思います。障害者の生活全般にわたり何が差別となるのかを規定する必要があります。</p>		<p>障害のある人が、社会生活のあらゆる場面で、障害のない人と異なる扱いを受ける例が多いのが現実です。「合理的な配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とすることが求められており、こうした意見書の趣旨をふまえた差別禁止法の実現を求めます。</p>	<p>(未回答)</p>
<p>7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について</p>	<p>例えば、聴覚障害のある方は、医療機関でどうやってコミュニケーションをとっているのか、など困難なことが考えられる。どんな場合にどのような困難であるか、どうすれば解決できるのか、当事者団体からもアンケートなど実施し、思いが共有できるように、広報する。ITなどのツール開発や人材育成につなげていく。まず「こんな風に困っている」ことを伝えることが必要と考えます。</p>	<p>災害時等考えると障害者の皆様方への情報・コミュニケーションを保障する法整備は大変重要であり、かつ、急いで取り組まなければならないものと考えます。</p>		<p>現在の法体系のもとで、やるべきこと、やれることが実現していない面があります。それを実現することを、みなさんともいっしょになって運動していきたいと思います。また不十分な点については、新たな法制定を求めする必要があります。</p>	<p>法律の設定よりも。現状に即した情報アクセス・コミュニケーション手段の拡充への社会の意識を高めていく事が大切だと考えます</p>
<p>8. その他障害者施策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者が社会の中で自立できるよう取りくみたい。 ・目前の課題では、神戸に特別支援学校や重度障害者の施設が不足し 	<p>国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、幅広い国民の共感と理解を得ながら、「障害者虐待防止法」等、</p>		<p>障害者権利条約に基づいて、「基本合意」や「骨格提言」を全面的に実践できる新しい法理をつくること。</p>	<p>発達障がい児者、及び支援を必要とする方に対する包括的支援策を考えております。</p>

	ている点を是正したいと思っ ている点です。	障害のある人の自立と社会参加の ための施策を着実に推進します。				
--	--------------------------	------------------------------------	--	--	--	--